

【2024年度以降】各種資格認定に必要な症例数・単位数 一覧表

[単位表\(2020年3月31日以前取得\)\(PDF\)](#)

[単位表\(2020年4月1日以降取得\)\(PDF\)](#)

※2020年3月31日までに取得された実績は、旧単位表で掲載されているものも内容が認められれば単位の加算が可能です。ただし、取得単位は新単位表(2020年4月1日～)をもとに算定されます。
※申請要件は以下の内容に加えて必ず資格ごとの案内ページ・内規も併せてご確認ください。

更新日：2024年05月20日

掲載日：2024年06月06日

日本麻酔科学会認定制度

資格名	区分	職務・麻酔経歴・在籍証明書 等	必要臨床実績	必要単位数等	試験
認定医	新規	医師免許取得後から申請現在までの経歴書 ※医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分 <在籍証明書> 不要	認定病院での手術における麻酔管理症例24ヶ月分の臨床実績報告書	—	—
	更新	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 (経歴提出のみ) <在籍証明書> 不要	—	4単位 ※D 単位表に掲げる項番1~3の参加実績	
	再認定	申請する年の5年前の4月1日から申請現在までの経歴書 <在籍証明書> 不要	—		

※学会専門医申請は、新規・再認定、更新 全て2023年度で終了致しました

資格名	区分	職務・麻酔経歴・在籍証明書 等	必要臨床実績	必要単位数等	試験
学会専門医	新規	<学会専門医新規申請を行ったことがある方> 学会専門医を取得していない方で、かつ学会専門医旧制度、2015・2016・2017年度研修プログラム登録者が 機構専門医を取得する場合は ②-1 学会専門医制度廃止に伴う2024年度以降の機構専門医新規申請について(PDF) をご確認ください ※学会専門医新規申請で科目合格となった方も含む <学会専門医新規申請を行ったことがない方> 原則通常の機構専門医新規申請を行ってください。(機構認定の研修プログラム修了必須)			
	更新	※現在学会専門医の方(学会延長の方も含む) 次回の更新は機構専門医更新申請を行ってください <学会専門医更新が認められた方> 認定期間の終了年度に機構専門医更新申請を行うことが可能です。次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください <学会専門医延長が認められた方> 要件を満たした年度に毎年機構専門医更新申請を行うことが可能です。次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください			
	再認定	<過去に学会専門医から機構専門医への移行更新を行った履歴があり学会専門医を喪失した方> 資格喪失後、機構専門医を取得する場合は、機構専門医再認定が可能です。 機構専門医再認定 (3) 学会専門医から機構専門医への移行更新で専門医資格を喪失し、機構専門医再認定を受ける方(PDF) を行ってください <過去に学会専門医から機構専門医への移行更新を行った履歴なく学会専門医を喪失した方> 資格喪失後、機構専門医を取得する場合は、機構専門医 新規 申請となります ②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について(PDF) をご確認ください			

資格名	区分	職務・麻酔経歴・在籍証明書 等	必要臨床実績	必要単位数等	試験
指導医	新規	<職務経歴・麻酔経歴> 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書	申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの期間で指導症例500例分の臨床実績報告書を提出 ※F	【正会員】 下記のいずれかを満たすこと ※D 1) 学術集会参加実績(12単位) ※G 2) 学術集会参加実績(8単位) ※G + 発表・査読実績(3.5単位) 3) 学術集会への参加実績(8単位) ※G + 指導実績(500例以上) 【名誉会員・施設長】 学術集会への参加実績(8単位) ※G	—
	更新	<在籍証明書> 不要	【指導症例500症例について】 右記の1)、2)の要件で申請する場合、提出不要 3)の要件で申請する場合のみ提出必要		

日本専門医機構認定制度

資格名	区分	職務・麻酔経歴・在籍証明書 等	必要臨床実績	必要単位数等	試験
機構専門医	新規①	<書類申請対象者> 2018年度以降の研修プログラムを修了し、有効な研修修了証明書がある方(※研修修了証明書の有効期限は5年です) ① 機構認定研修プログラム修了(見込)者 申請に関する案内(PDF) <職務経歴> 医師免許取得後から申請する年の3月31日までの経歴書 <麻酔経歴> 研修プログラム開始年の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書 <在籍証明書> 不要 ※研修プログラム中は週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要	研修プログラム開始年の4月1日から研修プログラム修了日までの臨床実績報告書 ※A ※研修プログラムで以下の経験症例数を満たすこと ・麻酔科管理症例(局所麻酔を含む) 600例 ・小児(6歳未満)の麻酔 25症例 ・帝王切開術の麻酔 10症例 ・心臓血管手術の麻酔 25症例 (胸部大動脈手術を含む) ・胸部外科手術の麻酔 25症例 ・脳神経外科の麻酔 25症例	10単位 ※D 1) 学術集会等への参加実績 5単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C 3) 専門医共通講習による実績 3単位 ※E ・AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技 ※研修プログラム4年目以降受験可能
	新規②-1	<対象者> 原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、学会専門医・機構専門医の保有歴が無い方 (学会専門医旧制度、2015・2016・2017年度研修プログラム登録者) ② 機構認定研修プログラム修了(見込)者以外の機構専門医新規申請について(PDF) <職務経歴・麻酔経歴> 医師免許取得後から申請する年の3月31日まで (医師免許取得後10年以上経過している場合は直近10年) <在籍証明書> 不要 ※研修プログラム登録不要	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの臨床実績報告書(600例)・経験症例一覧表 【旧制度・学会プログラム対象者用】必要経験症例一覧表(PDF) ※研修プログラムに属する認定病院で600例以上の麻酔科管理症例(1自身で担当した区域麻酔)による麻酔管理を含む)を担当医として経験し、下記の症例の経験症例数を満たすこと ・麻酔科管理症例(局所麻酔を含む) 600例 ・小児(6歳未満)の麻酔 25症例 ・帝王切開術の麻酔 10症例 ・心臓血管手術の麻酔 25症例 (胸部大動脈手術を含む) ・胸部外科手術の麻酔 25症例 ・脳神経外科の麻酔 25症例	30単位 ※D 1) 学術集会等への参加実績 5単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C 3) 専門医共通講習による実績 3単位 ※E 4) 麻酔科領域講習による実績 20単位 ※日本麻酔科学会主催の麻酔科領域講習、麻酔関連学会主催の麻酔科領域講習のみが対象です (e-learningでの受講も可) ACLS/PALSプロバイダーコース・シミュレーション講習は含められません ②-1 学会専門医・機構専門医の保有歴が無い方 機構専門医新規申請に関する案内(PDF) ・AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技 ※書類申請と受験申請は同時申込となり、試験は書類審査に合格した方のみ受験可能です。
	新規②-2	<対象者> 以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、もしくは機構専門医資格喪失者 ・機構専門医更新申請の手続きを行わずに専門医喪失した方 ・学会専門医から機構専門医の移行更新申請で不合格となり、学会専門医資格喪失後5年~10年以内の方 ・機構専門医資格喪失後5年~10年以内の方 ② 機構認定研修プログラム修了(見込)者以外の機構専門医新規申請について(PDF) <職務経歴・麻酔経歴> ・申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日まで <在籍証明書> 在籍する施設が発行日時時点で単一施設週3日以上在籍であることを証明する証明書 発行日：申請する年の4月1日~6月30日までの間 在籍証明書ひな形(PDF) 認定申請制度に関するQ&A(PDF) ※研修プログラム登録不要	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に5年分の以下a~eのいずれかの業績を提出すること ※診療実績の10単位自動付与はありません a.麻酔業務 年120例以上(症例数×0.02) b.ペインクリニック、集中治療、緩和ケア、救急医療 年20例以上(症例数×0.1) 麻酔・ペインで診療実績10単位をこえること c.術前・術後診察などの周術期業務、検査の鎮静管理等 在籍施設の麻酔科責任者の証明を得た業務内容証明書の提出 d.周術期における麻酔管理に関する研究 研究業績の提出 e.管理・教育業務(学長、病院長、医学部長、完全管理責任者)	30単位 ※D 1) 学術集会等への参加実績 5単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C 3) 専門医共通講習による実績 3単位 ※E 4) 麻酔科領域講習による実績 20単位 ※日本麻酔科学会主催の麻酔科領域講習、麻酔関連学会主催の麻酔科領域講習のみが対象です (e-learningでの受講も可) ACLS/PALSプロバイダーコース・シミュレーション講習は含められません ②-2 専門医資格喪失者 機構専門医新規申請に関する案内(PDF) ※AHA-ACLSまたはPALSプロバイダーコースの受講は免除	筆記・口頭・実技 ※書類申請と受験申請は同時申込となり、試験は書類審査に合格した方のみ受験可能です。

区分	職務・麻酔経歴・在籍証明書・他	必要臨床実績	必要単位数等	試験	
機構専門医	更新	<p><職務経歴・麻酔経歴> 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書</p> <p>※機構専門医取得後、引き続き単一施設で週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要</p> <p><在籍証明書> 在籍する施設が発行日時時点で単一施設週3日以上在籍であることを証明する証明書 発行日：申請する年の8月1日～10月31日までの間</p> <p>在籍証明書ひな形(PDF) 認定申請制度に関するQ&A(PDF)</p> <p><学会専門医更新が認められた方> 認定期間の終了年度に機構専門医更新申請を行うことが可能です。</p> <p><学会専門医延長が認められた方> 要件を満たした年度に毎年機構専門医更新申請を行うことが可能です。</p>	<p>申請する年の5年前の4月1日から 申請年の3月31日までの臨床実績報告書</p>	<p>50単位 ※D 所定の実績1)～4)の必須単位を含む合計50単位が必要です 1)診療実績 最小5単位必須(最大10単位)</p> <p>2)専門医共通講習 (最大10単位) 2025年度申請までは、必修講習Aのみ(最小3単位)、 2026年度申請以降は、必修講習A、B両方(最小8単位)の取得が必須です 必修講習A(各講習1単位以上、合計3単位必須) ・医療安全講習会 ・感染対策講習会 ・医療倫理講習会 必修講習B(各講習1単位以上、合計5単位必須) ・医療法制講習会 ・地域医療に関する講習会 ・医療福祉制度に関する講習会 ・医療経済(保険医療など)に関する講習会 ・両立支援に関する講習会 機構専門医更新申請における必要共通講習単位の変更について(PDF)</p> <p>3)麻酔科領域講習 最小15単位必須(上限なし) ※このうち10単位は本学会主催の講習会であること</p> <p>4)学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位必須(上限なし) ※最小6単位必須は学術集会への参加単位で取得すること 学術集会への参加は6単位を超えてカウントできない</p> <p>機構専門医更新 申請要件・必要単位の詳細はこちら(PDF) ※単位の移行措置期間は、2023年度の申請で終了しました 有効単位期間は、※Dをご確認ください</p>	—
	休止申請	<p><職務経歴・麻酔経歴・臨床実績報告書・在籍証明書> 提出不要</p> <p>※学会専門医から機構専門医への移行更新の方は対象外、休止申請は機構専門医を取得された方が対象です</p> <p><申請方法> 休止申請は、機構専門医更新申請の申請期間にWeb申請の上、以下の書類を郵送してください。 (毎年9月～10月21日まで、書類の郵送は10月31日当日消印有効) Web申請の上、以下の書類を郵送してください ・麻酔関連業務非従事期間報告書(word) ・非従事期間を証明する書類 (産休(育休)であれば、母子手帳のコピー、病気療養であれば、診断書コピー等)</p>		<p><休止申請時> 単位不要</p> <p><休止申請後> 審査で認められた場合、非従事期間から算定した休止期間が認定され、審査の翌年度から休止期間となります</p> <p><休止期間から復帰する方法> 休止期間終了年度に再認定を行う (詳細は再認定(1)をご確認ください)</p>	—
	再認定	<p>再認定(1) (1)機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方(PDF) ※最長4年以内の休止期間に専門医を取得できなかった場合は、再認定(2)へ進む</p> <p>再認定(2) (2)機構専門医休止期間を取得せず、機構専門医再認定を受ける方(PDF) ※喪失後、5～10年は機構専門医新規②-2へ進む</p> <p>再認定(3) (3)学会専門医から機構専門医への移行更新で専門医資格を喪失し、機構専門医再認定を受ける方(PDF) ※喪失後、5～10年は、機構専門医新規②-2へ進む</p>		<p>通常更新の50単位に加え、資格喪失後1年につき共通講習1単位、かつ麻酔科領域講習4単位※H</p> <p>機構専門医更新の50単位に加え、資格喪失後1年につき共通講習1単位、麻酔科領域講習4単位※H、 喪失後3～4年の場合、上記に加え資格喪失後に日本麻酔科学会学術集会1回の参加の追加実績が必要※H</p> <p>通常更新の50単位に加え、資格喪失後1年につき共通講習1単位、かつ麻酔科領域講習4単位※H</p>	<p><最長4年以内の申請> 試験免除 <休止期間4年以上> 専門医喪失 再認定(2)へ進む</p> <p><喪失後2年以内の申請> 試験免除 <喪失後3～4年> 口頭・実技試験あり <喪失後5～10年> 機構専門医新規②-2へ進む</p> <p><喪失後4年以内の申請> 試験免除 <喪失後5～10年> 機構専門医新規②-2へ進む</p>

【必要症例・単位数における注意点】

A	<p>①研修プログラム必要経験症例のカウント:1症例につき、担当医1名のみカウント可能です。小児と心臓は1症例につき2名までカウント可能です。(指導症例はカウントできません)</p> <p>②初期研修の取り扱いについて(研修プログラム) 初期研修中に専門研修指導医が指導した経験症例を含めることが可能(期間は含められません)</p> <p>2019年度以降に研修プログラムを開始した専攻医について、心臓血管手術の麻酔症例は25例のうち人工心肺装置を使用した心臓大血管手術および心拍動下冠動脈バイパス術(OPCAB)の麻酔症例を必ず15例以上経験することとし、その他の心臓大血管手術症例を含めることができる 参照: 必要経験症例の定義(特殊症例の定義)(PDF)</p>
B	『(公社)日本麻酔科学会年次学術集会』への参加実績1回以上を含み、必要単位を満たすこと
C	『(公社)日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『「Journal of Anesthesia」「JA Clinical Reports」または「麻酔」への発表』のいずれかによる発表実績1単位以上を含み、必要単位を満たすこと
D	有効単位期間は、書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日です。例 2024年に申請する場合は、2019/4/1～2024/3/31の5年間が有効単位期間です
E	医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講習会をそれぞれ1単位ずつ受講してください(e-learningでの受講も可・60分で1単位)
F	日本麻酔科学会認定指導医(学会指導医)に関する内規 第5条3号の要件で申請を行う場合に提出すること(第5条3号以外の要件では提出の必要はございません)
G	この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含んでいることが必要です また、単位表に掲げる日本麻酔科学会主催(項番1～3、項番5)の参加、 ならびに単位表【別紙1】に掲載している麻酔関連学会の集会参加実績 が加算可能です
H	2026年度以降に申請する場合、必修講習A、B両方(最小8単位)の取得が必須です 共通講習の上限(10単位)が喪失1年につき1単位増加します